

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第2号）（産業観光局農林振興室農業計画課）

次のとおり、京都市京北農業委員会を廃止し、同委員会の区域を京都市農業委員会（以下「委員会」といいます。）の区域に含ませることに伴い、委員会の選挙区を新たに設け、各選挙区において選挙すべき委員会の委員の定数を改定するとともに、農業委員会等に関する法律の一部改正により選任による委員の定数が変更されたこと等に伴い、委員会の部会を構成する委員の定数を改定することとしました。

### 1 新たな選挙区の設置

委員会の選挙区を次のとおり新たに設けます。

名 称	区 域
第 4 区	右京区（京北町の区域の編入の日前の同町の区域に限る。）

### 2 各選挙区において選挙すべき委員会の委員の定数の改定

各選挙区において選挙すべき委員の定数を次のとおり改定します。

選 挙 区	選挙すべき委員の定数	
	改 正 前	改 正 後
第 1 区	8 人	7 人
第 2 区	12	10
第 3 区	10	9
第 4 区		4

### 3 委員会の部会を構成する委員の定数の改定

農地部会及び農業委員会等に関する法律第19条第3項に規定する部会（以下「農政部会」といいます。）の委員を次のとおり改定します。

区 分	農業協同組合等から推薦された委員が互選した者	市会から推薦された委員が互選した者

	改正前	改正後	改正前	改正後
農地部会	2人	3人	2人	現行どおり
農政部会	1人	2人	3人	2人

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第2号

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1区の項中「8」を「7」に改め、同表第2区の項中「12」を「10」に改め、同表第3区の項を次のように改める。

第3区	東山区、山科区及び伏見区	9
第4区	右京区（京北町の区域の編入の日前の同町の区域に限る。）	4

別表第2中

2 人	2 人
1	3

を

3 人	2 人
2	2

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は、廃止する。

（産業観光局農林振興室農業計画課）